

定 款

前澤給装工業株式会社

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は前澤給装工業株式会社と称する。英文では MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 上下水道用機械器具の製作および販売
- (2) 住宅および建築設備用機械器具の製作ならびに販売
- (3) 管工事、水道施設工事および電気工事の設計ならびに施工
- (4) 土木工事の設計および施工
- (5) 鋼構造物工事の設計および施工
- (6) 電熱電機器具の製造および販売
- (7) 特定計量器(水道メータ)およびその部品の製造、修理ならびに販売
- (8) 不動産の貸借、売買、仲介および管理
- (9) 中古水道メータ等の古物の売買
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都目黒区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、9,200 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款によるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第 25 条 取締役会はその決議によって、代表取締役を若干名選定する。

(役付取締役)

第 26 条 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を選定することができる。

(顧問または相談役)

第 27 条 取締役会はその決議によって、顧問または相談役各若干名を置くことができる。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条の 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当社の監査役は、株主総会で選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会は、会日の 3 日前までに各監査役に通知を発してこれを招集する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

1. 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1957 年 1 月 10 日 制定
1968 年 12 月 2 日 改正
1972 年 5 月 25 日 改正
1975 年 5 月 26 日 改正
1981 年 5 月 28 日 改正
1982 年 5 月 27 日 改正
1983 年 5 月 28 日 改正
1987 年 8 月 10 日 改正
1989 年 1 月 9 日 改正
1989 年 6 月 28 日 改正
1990 年 6 月 27 日 改正
1991 年 6 月 26 日 改正
1992 年 6 月 26 日 改正
1994 年 6 月 29 日 改正
1998 年 6 月 26 日 改正
2001 年 10 月 1 日 改正
2002 年 6 月 27 日 改正
2003 年 6 月 26 日 改正
2004 年 6 月 29 日 改正
2005 年 6 月 28 日 改正
2006 年 6 月 28 日 改正
2007 年 6 月 27 日 改正
2009 年 6 月 25 日 改正
2010 年 1 月 6 日 改正
2015 年 6 月 25 日 改正
2021 年 4 月 1 日 改正
2022 年 6 月 28 日 改正